

土壌状況調査業務委託 特記仕様書

1 委託名称 市立秋田総合病院改築および川元松丘街区公園利用検討に伴う土壌状況調査業務委託

2 履行場所 秋田市川元松丘町39番、51番、57番、58番、61番、66-1番、68-1番、68-2番

3 適用

この特記仕様書は市立秋田総合病院改築および川元松丘街区公園利用検討に伴う土壌状況調査業務委託に適用し、特記無き事項については適用基準によるほか、秋田県地質・土質調査業務共通仕様書（平成28年10月版）を準用する。

4 適用基準

- (1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- (2) 土壌汚染対策法施行令（平成14年政令336号）
- (3) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）
- (4) 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン改訂版
- (5) 土壌汚染対策法に基づく調査および措置に関するガイドライン改訂版

5 業務目的

本業務は、履行場所において表層土壌および深層土壌の状況調査を行い、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の有無を確認することを目的とする。

6 調査業務内容

- (1) 協議・地歴等事前調査
 - ・打合せ・協議（着手前・調査段階・考察段階） 1式
 - ・資料等調査 1式
 - ・現地調査および聞き取り調査 1式
- (2) 人為由来土壌調査（表層調査）
 - ・土壌試料採取 80か所
 - （うち舗装掘削・現況復旧 50か所）
 - ・土壌ガス調査（第一種特定有害物質 全項目） 80検体
 - ・土壌溶出量調査（5箇所分混合検体） 16検体
（第二種特定有害物質 アルキル水銀化合物を除く全項目）

- ・ 土壌含有量調査（5箇所分混合検体） 16検体
（第二種特定有害物質 全項目）
- ・ 土壌溶出量調査（第三種特定有害物質 全項目） 16検体

(3) 自然由来土壌調査（深度方向調査）

- ・ 深度方向調査計画立案 1式
（関係官公署との技術的協議を含む）
- ・ 深度方向調査（土質ボーリング 深度10m） 2か所
 - うち 粘性土 掘削長 4m
 - 砂質土 掘削長 6m
 - 砂礫 掘削長 10m
- ・ 土壌溶出量調査 22検体
（第二種特定有害物質 シアン化合物・アルキル水銀化合物を除く全項目）
- ・ 土壌含有量調査 22検体
（第二種特定有害物質 シアン化合物を除く全項目）

(4) 資料とりまとめ・その他

- ・ 考察・報告書作成 1式
- ・ 関係官公署との協議 1式
- ・ 関係法令申請手続および必要な資料作成等 1式

7 業務計画

業務契約後、速やかに業務計画書を作成し、調査職員に提出し承諾を受けたうえで調査に着手すること。なお、状況によっては業務委託期間中であっても現地調査日時の制限を行う場合がある。

8 進捗状況の報告

調査の進捗状況および分析結果の概略を随時、調査職員に報告すること。なお、調査結果によっては、業務委託契約書契約事項に基づき、次段階の調査数量を変更するなどの設計図書等の変更を行う。

9 分析方法等

- (1) 土壌試料分析方法は適用基準および関係する指針等による。
- (2) 土壌溶出量および土壌含有量の分析は、計量法に基づく計量証明事業者が行い、計量結果には計量証明書を添付すること。

10 試料および記録の保管

- (1) 試料の保管

分析は試料採取後、直ちに行うこと。また採取試料は結果報告後も3か月間は保管することとし、その後不要となった試料の処分は受託者の責任において適切に処理すること。

(2) 記録の保管

試験の分析精度を証明する書類は整理保管し、必要に応じ提出すること。

(3) 再検査の指示

調査職員は試験分析などの結果について疑義がある場合、再分析などを指示することができるものとする。

11 調査結果の考察および提案

土壌汚染が明らかになった場合は、調査職員と協議し、次段階の調査計画および土壌汚染処理計画や拡散防止計画について、その概要を提案すること。

12 調査着手時提出物

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 調査計画書（各調査段階ごと） | <u>2部</u> |
| (2) 分析を行う計量証明事業者の登録証の写し | <u>1部</u> |

13 成果品

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 土壌調査報告書（A4版） | <u>2部</u> |
| (2) 図面（A3版） | <u>2部</u> |
| ア 調査採取地点平面図 | |
| イ 深度方向調査分布平面図 | |
| ウ 深度方向調査分布断面図 | |
| エ その他調査職員が必要と認めた資料 | |
| (3) 調査状況写真帳（A4版） | <u>2部</u> |
| (4) 計量証明書（A4版） | <u>2部</u> |
| (5) (1)から(4)の電子データ（CDもしくはDVD） | <u>2枚</u> |
| ア 土壌調査報告書はPDF形式とする。 | |
| イ 図面はJWWおよびDXF形式とする。 | |
| ウ 写真帳はPDF形式し、元写真データはJPG形式とする。 | |
| エ その他の形式については、別途協議のうえ決定する。 | |
| (6) 採取土標本（ボーリング調査採取試料） | <u>1式</u> |

14 その他

本業務を履行するにあたり、本特記仕様書および秋田県地質・土質調査業務共通仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議し業務を進めるものとする。